# 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

府中市(以下「甲」という。)及びNPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン(以下「乙」という。)は、災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (協定の趣旨)

第1条 この協定は、甲の区域内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)が発生した場合における乙による支援活動及び平時における甲乙相互の協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

## (支援活動の実施)

- 第2条 甲の区域内において災害が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められる場合、 乙は、航空法(昭和27年法律第231号)第132条の3(捜索、救助等のための特例) における国土交通省令で定める者として、自主的な判断に基づき次の活動を行うものとす る。
- (1)無人航空機 (ドローン) による被災状況の調査
- (2)無人航空機(ドローン)により撮影した情報の甲への提供
- (3)取得した情報を基にした被災状況反映地図の作成
- (4)作成した地図データの甲への提供及びインターネット上への公開
- (5)前各号に定めるもののほか、甲乙における協議の上定める事項

### (調査研究等の実施)

- 第3条 甲及び乙は、ともに平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動を行うものとする。
- 2 乙による調査研究,訓練活動等が円滑に行えるよう,甲は,平常時から可能な範囲で乙に協力するものとする。

### (自治体間の連携)

第4条 前条第2項に規定する乙への協力を行うにあたり、甲は相互に連携し、最大限の効果が得られるよう努めるものとする。

## (連絡窓口)

第5条 甲及び乙は、災害が発生した場合に必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平常時から連絡担当を定めることとする。

## (経費の負担)

- 第6条 第2条及び第3条に規定する乙の活動等(以下「活動等」という。)に要する経費の 負担は、法令その他特別に定めがあるものを除き、原則として乙の負担とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲乙においていずれが経費を負担すべきか判断しがたい場合は、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

# (災害補償等)

- 第7条 乙の役員、構成員その他活動等に関与した者が当該活動等により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担するものとする。
- 2 乙が活動等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

#### (協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙のいずれからもこの協定を終了させる旨の意思表示がない場合、期間満了の翌日からさらに1年間に限り、この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

#### (その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年7月26日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地



乙 東京都調布市国領町3丁目4番地1NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン

理事長 古橋 大地